

し尿処理施設に係る汚泥の再生方法(平成四年七月厚生省告示第九十三号)の一部を改正する件(案) 参照条文

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)(抄)

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 一般廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たつては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ(二) (略)

ホ し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生すること。

(以下略)

○ し尿処理施設に係る汚泥の再生方法(平成四年七月厚生省告示第九十三号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第三条第二号二の規定に基づき、し尿処理施設に係る汚泥の再生方法を次のように定め、平成七年四月一日から適用する。

し尿処理施設に係る汚泥の再生方法

一 し尿処理施設(浄化槽(浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二条第一号に規定する浄化槽(同法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第六号)附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。))に係る汚泥の再生は、発酵処理し、化学処理し又は乾燥処理することにより、堆肥とする方法によること。

二 浄化槽に係る汚泥の再生は、十分な脱水等の処理を行った上で、発酵処理し、化学処理し又は乾燥処理することにより、堆肥とする方法によること。

三 前二号に掲げるもののほか、し尿処理施設に係る汚泥の再生は、生活環境の保全上及び公衆衛生上支障を生じさせない方法として環境大臣が定める方法によること。